

## 地方環境事務所職員による 開披検査への立会や事前相談のあった貨物の現地確認の様子

申告のあった輸出入貨物について、税関が行う開披検査に立会い、貨物の状態を確認しています。また、事前相談のあった貨物を取り扱う事業所において、事前相談資料との整合性等を確認し、コンテナ等に積み込まれる際に不適正な取り扱いとならないよう、事業者に対して基準の遵守や不純物の除去の徹底等の指導を行いました。

汚れや異物が混入している貨物や、中古利用に適さない貨物（画面保護なし、破損、コードの切断）は、廃棄物処理法又はバーゼル法に基づく規制対象物となる場合があるため、このような立会や確認を行っています。

### 開披検査への立会

 <p>廃プラスチックの開披検査</p>	 <p>テレビの画面保護確認</p>
 <p>コードが切断されているテレビ</p>	 <p>破損しているテレビ</p>
 <p>ゴムチップのヤードでの確認</p>	 <p>輸入されたタイヤチップの性状確認</p>

### 事前相談のあった貨物の現地確認

 <p>廃プラスチックの汚れ有無の確認</p>	 <p>中古ブラウン管テレビの保管状況</p>
--	---